**単 価 契 約 書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 契約件名 | 2025年日本国際博覧会会場外施設等で使用する非化石電気調達業務（単価契約） |
| ２ | 調達場所 | 別紙仕様書のとおり |
| ３ | 調達期間 | 2025年 1月 10日　から  2025年 10月 31日　まで |
| ４ | 契約単価 | 別紙料金表のとおり |
| ５ | 保証事項 | 〇　契約保証金　　　　　　円  〇　有価証券等　　　　　　〇　金融機関の保証  〇　保証事業会社の保証　 〇　履行保証保険  〇　免除 |
| ６ | その他 |  |

上記の委託業務について、協会と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記事項及び裏面記載の各条項によって公正な契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、各自１通を保有する。

　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協会 | 住所又は事務所所在地  商号又は名称  氏名又は代表者氏名 | 大阪市住之江区南港北一丁目１４番１６号  公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会  事務総長　石毛　博行　　　　　　　　 　　　　　印 |
|  |  |  |
| 受注者 | 住所又は事務所所在地  商号又は名称  氏名又は代表者氏名 | 印 |

（総則）

第１条　発注者である公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）及び受注者は、本契約及び仕様書（質問回答書を含む。以下「仕様書」という。）をいう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

２　受注者は、本契約若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は協会と受注者との間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

３　本契約の履行に関して協会と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

４　本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

５　本契約の履行に関して協会と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

６　本契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

７　本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

８　本契約に係る一切の訴訟の提起又は調停（第44条の規定に基づき、協会と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（契約の目的）

第２条　受注者は、本契約の条項に従って、協会に対し、協会が使用する電気を継続して、安定供給するものとし、協会は、本契約の条項に従って当該電気の供給を受け、協会の必要に応じて使用するものとする。

（指示等及び協議の書面主義）

第３条　本契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、協会及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、協会及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　協会及び受注者は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（事故等の報告義務）

第４条　受注者は、電気の供給に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を協会に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

２　前項の事故により、以降の電気の安定的な供給が妨げられる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、これに与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

（契約の保証）

第５条　受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第４号の場合には、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を協会に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、協会が確実と認める金融機関の保証

(4)　本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、仕様書に規定する予定使用電力量に本契約に添付する「別紙料金表」（以下「別紙料金表」という。）に定める電力量料金単価を乗じて得た額に、全ての調達期間に係る第１０条に定める常時基本料金（力率割引額又は割増額を含む。）を加算して得た額（以下「予定総額」という。）の100分の５以上としなければならない。

３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

４　予定総額の変更があった場合には、保証の額が変更後の予定総額の100分の５に達するまで、協会は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

５　第１項の規定にかかわらず、協会がその必要がないと認めたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

（権利義務の譲渡等）

第６条　受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、協会の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、協会の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第７条　 協会及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

２ 受注者は、相手方の承諾なく、仕様書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

３ 協会及び受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前２項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

４ 前３項の規定は、本契約が終了した後においても、同様とする。

（契約電力の変更）

第８条　仕様書に規定する契約電力（以下「契約電力」という。）を変更する必要があるときは、協会と受注者協議の上、これを変更することができるものとする。

２　協会が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、受注者に契約超過金を支払うものとする。

（計量及び検査）

第９条　受注者は、計量期間に協会が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を通知し、協会は検査を行うものとする。

２　受注者が協会にその月の電気需要に関する記録の提出を希望するときは、協会は、これに応ずるものとする。

（常時電力料金）

第１０条　常時電力料金は、仕様書に定める契約電力に別紙料金表に定める基本料金単価を乗じて得た額（以下「常時基本料金」という。）に、計量期間に係る使用電力量に別紙料金表に定める電力量料金単価を乗じて得た額（以下「常時電力量料金」という。）を加算した額とする。また、常時基本料金は、仕様書に定める力率割引又は割増を行うものとする。常時電力量料金は、仕様書に定める燃料費調整額、市場価格調整額を差し引き、又は加えるものとする。

（予備電力料金）

第１１条　予備電力料金は、仕様書に定める契約電力に別紙料金表に定める予備電力料金単価を乗じて得た金額とする。

（代金の支払等）

第１２条　受注者は、月毎に次の各号に掲げる金額の合計金額（以下「代金」という。）を請求書により協会に請求するものとする。なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第１位で四捨五入するものとし、計算の結果、代金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1)　第１０条に定める常時電力料金

(2)　第１１条に定める予備電力料金

(3)　「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づく賦課金

２　協会は、第９条の規定による検査が終了し、前項に規定する請求書を受理したときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に代金を支払うものとする。

３　協会は、第１項に規定する請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に違算その他訂正すべき事項があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。このときは、当該請求書を返付した日から、協会が受注者から訂正した請求書を受理した日までの期間は、支払期日を延長するものとする。

（接続供給契約等の義務）

第１３条　受注者は、本契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約について、需要場所を供給区域とする一般送配電事業者と締結しなければならない。

（履行遅滞による違約金）

第１４条　受注者は、自己の責に帰すべき事由により、本契約に基づく電気の供給ができなかったときは、電力量料金単価に当該供給できなかった期間に係る予定使用電力量を乗じて得た額に、同期間に係る基本料金を加算して得た額を支払期の翌日における民事法定利率（民法第404条第３項の規定に基づき法務省令で定める率をいう。）の割合で計算した額を違約金として、協会に支払わなければならない。

２　受注者は、前項に規定する場合において、協会に前項の違約金相当額を超える損害が生じたときは、前項に規定する額に加え、協会に対し、その損害を賠償しなければならない。

（協会の任意解除権）

第１５条　協会は、次条又は第１６条の２の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

（協会の解除権）

第１６条　協会は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　電気の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)　正当な理由なく、第２０条第１項に定める履行の追完がなされないとき。

(4)　前各号のほか、本契約に違反したとき。

２　協会は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1)　第６条の規定に違反し、協会の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2)　受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。

(3)　受注者が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、協会が前項の催告をしても、契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　受注者が第１８条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(8) 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号。以下「暴力団排除条例」という。）第10条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9)　本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(10) 協会に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

第１６条の２　協会は、本契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに本契約を解除することができる。

(1)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第８条の４第１項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2)　独占禁止法第７条第１項若しくは同条第２項（同法第８条の２第２項及び同法第20条第２項において準用する場合を含む。）、第８条の２第１項若しくは同条第３項、同法第17条の２又は同法第20条第１項の規定による排除措置命令（以下｢排除措置命令｣という。）を受けたとき。

(3)　独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の９第１項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4)　刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第３条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき。（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

(5)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第２項第２号に該当すると認められたとき。

（協会の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第１７条　第１６条又は前条に定める場合が協会の責めに帰すべき事由によるものであるときは、協会は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第１８条　受注者は、次の各号のいずれに該当する場合には、直ちに本契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りではない。

（１）第８条の規定により契約電力を変更したため予定総額が３分の２以上減少したとき。

（２）協会が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。

２　前項除することができる場合において、協会に未払となっている契約金額があるときは、受注者の協会に対する当該契約金額及びこれに係る遅延利息を請求することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１９条　次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、違約金として、予定総額の100分の５に相当する額を、協会の指定する日までに、協会に支払わなければならない。

(1)　第１６条の規定により本契約が解除されたとき

(2)　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき

２　次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者に破産手続開始の決定があったとき　破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者に更生手続開始の決定があったとき　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者民事再生手続開始の決定があったとき　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定する再生債務者等

３　第１項の場合において、第５条第１項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、協会は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（契約不適合責任）

第２０条　協会は、供給された電気が仕様書に規定する内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、協会に不相当な負担を課するものでないときは、協会が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、協会が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、協会は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。なお、既に支払い済みの代金も同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、協会がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　前項の減額する額は、一般社団法人日本卸電力取引所が行う直近の非化石価値取引市場取引の約定量加重平均価格に使用電力量を乗じて算定した額とする。

（契約不適合責任期間）

第２１条　協会は、供給された電気が本契約の内容に適合しないことを知った日から１年以内にその旨を受注者に通知することにより、前項の責任を請求することができる。

（賠償額の予定等）

第２２条　受注者は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、賠償金として、予定総額の100分の20に相当する額を協会の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、協会が本契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1)　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が、確定したとき。

(2)　受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第７条の４第１項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3)　第１６条の２第４号に規定する刑が確定したとき。

(4)　第１６条の２第５号に該当したとき。

２　前項の場合において、協会に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、受注者は、超過額を協会の指定する期間内に支払わなければならない。

（相殺）

第２３条　協会は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が協会に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権その他の債権と対当額にて相殺することができる。

２　前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、協会の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

（紛争の処理）

第２４条　受注者は、本契約に関し第三者との間に協会の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の負担においてその一切の処理をするものとする。

（疑義等の決定）

第２５条　本契約に定めのない事項又は本契約の内容に関して疑義が生じたときは、協会受注者協議の上、これを定めるものとする。

（別　記）

**特記仕様書**

**Ⅰ　妨害又は不当要求に対する届出及び報告義務**

(1)　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員及び暴力団密接関係者等から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに協会への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

(2)　受注者は、下請負人等が暴力団員及び暴力団密接関係者等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。

(3)　報告・届出を怠った場合は、入札参加停止を措置することがある。

**Ⅱ　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（秘密の保持）

第３　受注者は、本契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第４　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第５　受注者は、協会の承諾がある場合を除き、本契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

２　協会は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第６　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、協会に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第７　受注者は、本契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第８　受注者は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第９　受注者は、協会の指示がある場合を除き、本契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は協会の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第10　受注者は、協会の承諾がある場合を除き、本契約による事務を行うために協会から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第11　受注者は、本契約による事務を処理するために、協会から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、本契約完了後直ちに協会に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、協会が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第12　受注者は、本契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第13　協会は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　受注者は、協会の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第14　受注者は、本契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに協会に報告し、協会の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第15　協会は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、本契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第16　受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより協会が損害を被った場合には、協会にその損害を賠償しなければならない。

別紙

料金表

表１　各料金一覧＜常時電力＞（消費税及び地方消費税相当額を含む）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 料金 | | | | 単価 | 料金算式 |
| 常時電力 | 基本料金 | | | 金 円/kW/月 | 電力を使用した場合  (契約電力)×(基本料金単価)  ×(1.85 － 力率/100) |
| まったく電力を使用しない場合  0.5×(契約電力)×(基本料金単価) |
| 電力量  料金 | 夏季  ※１ | | 金 円/kWh | (使用電力量)×(電力量料金単価)  ＋燃料費調整額＋市場価格調整額 |
| その他季※２ | | 金 円/kWh |
| 予備電力 | 予備線料金 | | 金 円/kW/月 | | (契約電力)×(予備線料金単価) |
| 再生可能エネルギー発電促進賦課金 | | | | | （使用電力量）×  （再生可能エネルギー発電促進賦課金単価） |

※１　夏季とは、７月１日から９月30日までの期間とする。

※２　その他季とは、夏季以外の期間とする。